第５章　計画の推進方法

第５章　計画の推進方法

１．推進体制

東海市の環境をよりよいものにしていくためには、行政が主体的に取り組むべきこともありますが、市民や事業者一人ひとりが、目の前の問題として取り組み、市全体として一歩ずつ着実に前に進んでいくことが大切と考えます。

第６次東海市総合計画においても、「市政運営の基本として、市民参画と市民との協働と共創によるまちづくりを進め、めざすまちの姿の実現に当たっては、自助・共助・公助の相互連携を基盤に、市民、地域・団体、行政など全てのまちづくりの主体が目標を共有するとともに、それぞれが果たすべき責任と役割を明確にして、共に手を携え、相互に補完し、協力して進めるもの」としています。

そのため、本計画においても、施策・事業の進捗状況などについて、市民・事業所・団体との協働組織である「環境基本計画推進委員会」において進行管理を行い、他の団体、組織などとも連携しながら事業を実施するなど、計画的かつ着実に施策・事業を推進していきます。

また、計画の推進にあたっては、本市が有するさまざまな環境資源を充分に活用し、環境の保全・創造を図っていけるよう、施策の推進に努めます。

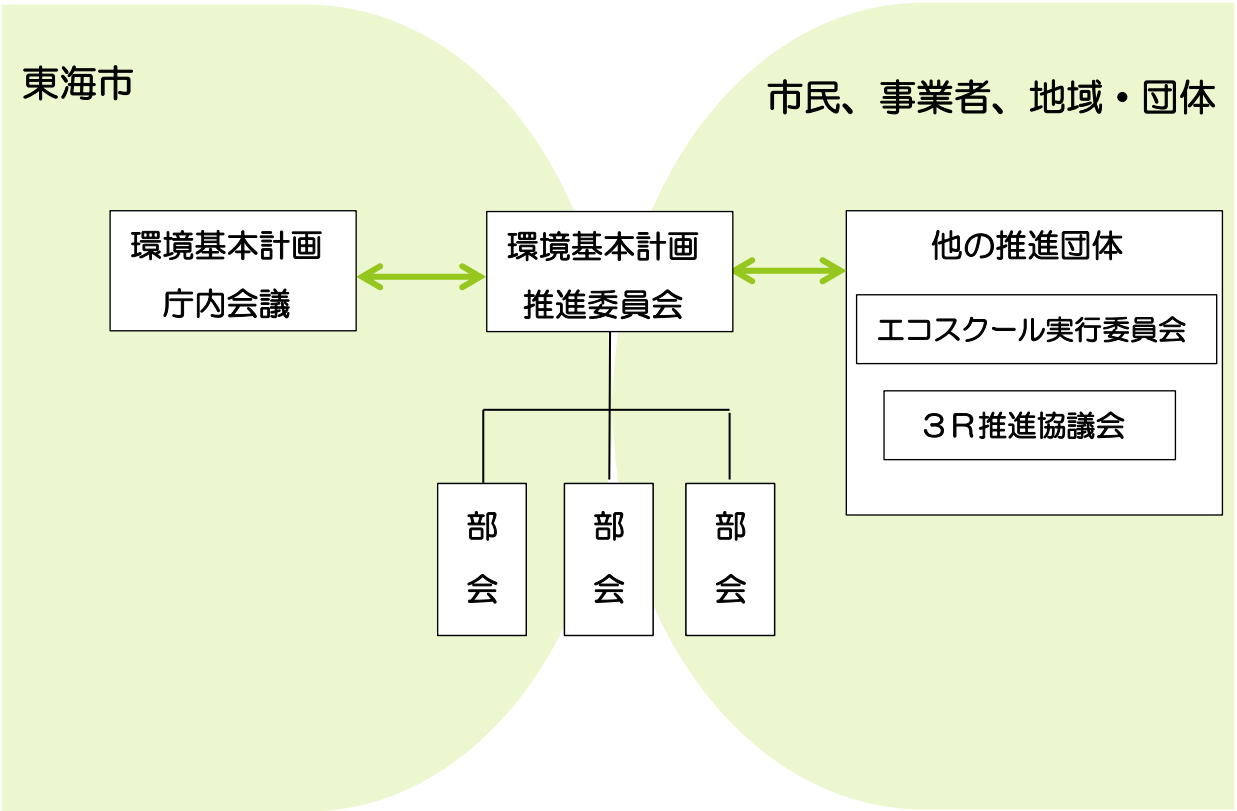

２．進行管理

９つの環境分野ごとに設定した「成果指標」について毎年度点検・評価を行うとともに、施策・事業の進捗状況や課題などを把握し、めざすべき姿の達成状況について検証をしていきます。また、事業の有効性や必要性などについても評価・検証し、施策・事業の見直しを行っていきます。

なお、施策・事業の進捗状況については、毎年の報告書を作成するなど、広く市民・事業者などに公表していきます。
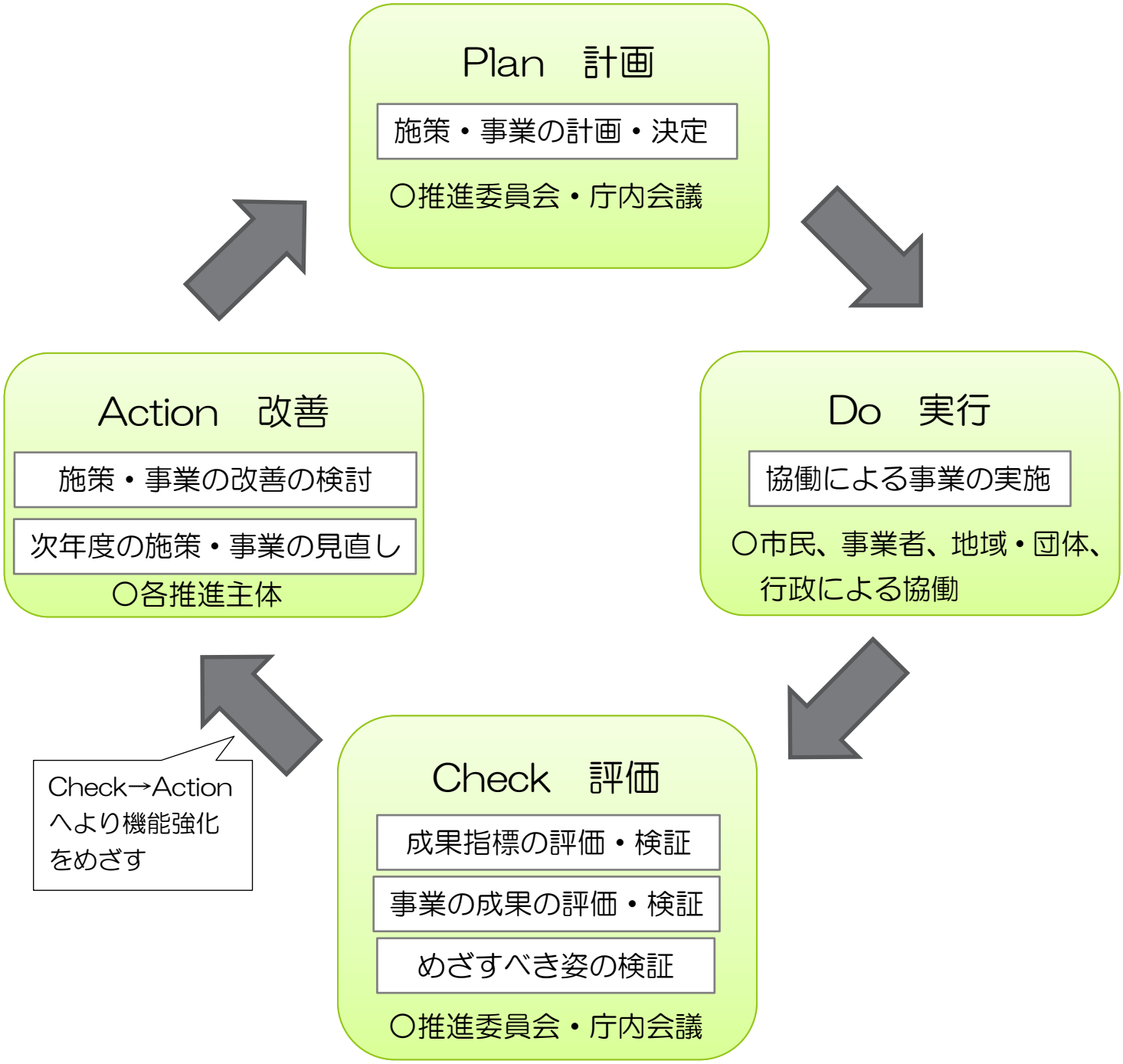
計画の進行管理（PDCA サイクル）の進め方